

令和 7 年 8 月 25 日

環境市民会議

## 環境市民会議 令和 7 年度の予定について

## 1 武蔵野市環境市民会議の所掌事項について

## &lt;武蔵野市環境条例より抜粋&gt;

- 第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。
- 2 市民会議は、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。
- (1) 環境基本計画に関すること。
  - (2) 年次報告書に関すること。
  - (3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。

## 2 会議予定

令和 7 年度は、第五期環境基本計画（R3年度～R12年度）の中間期（5年目）にあたるため、前期の評価を総括し、課題を整理するとともに、社会情勢の変化等も踏まえて、後期の施策を効果的かつ着実に推進するための方向性を検討する中間評価を行う。

期	回	時期	議題		
第13期	第 5 回	令和 7 年 8 月 25 日	令和 6 年度版武蔵野市の環境保全について	①市民等アンケート調査結果・前期施策の評価について ②課題・後期施策のポイントについて ③後期施策の方向性について、全体の確認	
	第 6 回	令和 7 年 11 月 上旬	第五期環境基本計画の中間評価		
	第 7 回	令和 8 年 1 月中旬			
第14期	第 1 回	令和 8 年 3 月 上旬			

## 3 委員任期

環境基本計画の中間評価を実施するにあたり、評価の継続性を担保するため、次期（第14期）の委員任期を下記のとおり短期（令和 8 年 12 月 31 日まで）とし、再任いたしたい。

※現行の施行規則に、「委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。」と規定されている。

期	任期
第13期（現行）	令和 6 年 2 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日
第14期（次期）案	令和 8 年 2 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日

## 4 参考

## 令和 7 年度スケジュール

## 第五期環境基本計画の中間評価および環境市民会議の開催について

項目	令和 7 年							令和 8 年		
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
第五期環境基本計画中間評価			施策進捗状況分析	環境指標検討	骨子案のとりまとめ	素案のとりまとめ		成案のとりまとめ・調整		
アンケート調査			調査票検討	準備発送	回収・集計	とりまとめ				
環境市民会議			第 5 回 <small>令和 6 年度版 武蔵野市の環境保全について</small>	第 6 回 <small>アンケート調査報告・ 評価案の審議</small>	第 7 回 <small>課題・後期施策の ポイントの審議</small>	第 1 回 <small>後期施策の方向性の 審議・ 全体の確認</small>				
	第13期							第14期		